改正後	改正前
において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの	において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの
二　［略］	二　［略］
2　［略］	2　［略］
（作業監督者）	（作業監督者）
第四十三条　［略］	**第四十三条**　［略］
2　鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。	2　鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。
一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）と同等以上の学力を有すると認められる者であって、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であって、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの
二・三　［略］	二・三　［略］
3　［略］	3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験者の区分）	（受験者の区分）
第七十五条　火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。	**第七十五条**　火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。
一　［略］	一　［略］
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）および旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）および旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者
三　前号以外の者で、学校教育法および旧大学令による大学または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した教育施設の工業化学に関する学科を専修して卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五号の二および第六号において同じ。）	三　前号以外の者で、学校教育法および旧大学令による大学または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した教育施設の工業化学に関する学科を専修して卒業した者
四～七　［略］	四～七　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十五日

一　名称	総務大臣　野田　聖子 平成三十年度日米共同方面隊指揮所演習（米国）訓練部隊
二　国外派遣期間	平成三十年六月十七日から平成三十年六月二十八日まで
三　派遣人数（概数）	百七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ハワイ州

○法務省告示第百八十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年六月十五日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都目黒区平町１丁目10番26号
金浩延　昭和45年１月14日生

住所
河明誉　昭和46年11月９日生

住所　東京都渋谷区本町５丁目26番２―101号
金成来　平成15年11月12日生

住所　東京都江東区枝川１丁目13番５号
李孟博　平成７年７月18日生

住所　群馬県佐波郡玉村町大字五料55番地４
李政恵　昭和40年２月10日生

住所　千葉県船橋市若松２丁目８番16―502号
アベード・レイマン　昭和45年12月18日生

住所　東京都練馬区光が丘３丁目９番１―1105号
グエン・ヴァン・トアン　昭和56年４月17日生

住所　兵庫県明石市大久保町大窪517番地
謝佳龍　昭和57年２月６日生

住所　東京都品川区上大崎２丁目２番28―202号
金竜信　昭和51年５月３日生

住所
謝梓希　平成28年２月８日生

デニズ・エヴレンジ　昭和62年１月24日生